

新潟市法令等による児童相談所長事務に係る事務専決要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令及び規則の規定により児童相談所長の権限に属する事務（以下この要綱において「所長事務」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(家庭支援課長の専決事項)

第2条 児童相談所家庭支援課長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1) こどもに関する家庭その他からの相談、照会のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じること。
- (2) こども及びその保護者につき、調査又は判定に基づいて必要な指導又は処理を行うこと。
- (3) 児童虐待事案への初期対応を行うこと。
- (4) 里親制度の啓発及び里親支援を行うこと。
- (5) 施設入所等の措置等を行うこと。

(こども相談課長の専決事項)

第3条 児童相談所こども相談課長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1) こどもに関する家庭その他からの相談、照会のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じること。
- (2) こども及びその保護者につき、必要な調査並びに医学的、心理的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- (3) こども及びその保護者につき、調査又は判定に基づいて必要な指導又は処理を行うこと。
- (4) こどもの一時保護を行うこと。

(専決事項として定められていない事項の専決)

第4条 この要綱に定められていないもののほか、所長事務の専決については、新潟市事務専決規程（平成19年訓令第9号）の例による。

(専決の特例)

第5条 前3条に規定する事項であっても、疑義があり、又は異例若しくは特に重要で上司が処理する必要があると認められるものについては、当該上司がこれを決裁するものとする。

2 事案の決裁にあたりこの規程によることなく所長が別に命じた場合においては、当該命令の定めるところによりこれを決裁するものとする。

第6条 急施を要する場合又は事案の処理についてあらかじめ所長又は専決権者の指示を受けた場合は、次表の左欄に掲げる決裁権者に応じ、その事務に従事する同表の中欄に定める第1次代決権者（第1次代決権者が不在の場合は、同表の右欄に定める第2次代決権者）が代決することができる。

決裁権者	第1次決裁権者	第2次決裁権者
所長	副所長	課長
課長	直近下位の職にあるもの	—

(専決及び代決の報告)

第7条 第2条から第4条まで及び第6条の規定に基づいて決裁を行ったもののうち、その結果について上司又は関係機関が了知する必要があると認められるものがあるときは、遅滞なくこれを当該上司に報告し、又は関係機関に了知させなければならない。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。